令和４年　第２６回　福岡市選挙管理委員会

１２月２０日（火）　午前１０時３０分

議　　　題

１　議案

議案第36号　分割開票区の設置に係る特別の事情の届出について

２　報告事項

①　指定都市選挙管理委員会連合会委員長会議の結果について

②　政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の交付状況について

３　その他

今後の委員会開催予定日時

・令和５年１月10日（火）　午前10時30分

・令和５年１月20日（金）　午前10時30分

・令和５年２月６日（月）　午前10時30分

議案第36号

分割開票区の設置に係る特別の事情の届出について

衆議院小選挙区選出議員選挙（公職選挙法別表第１に規定する福岡県第１区又は福岡県第４区のいずれか一方の選挙区において行われる同法第109条に規定する再選挙又は同法第113条第１項に規定する補欠選挙を除く。以下同じ。）と同日に行われる衆議院比例代表選出議員選挙（衆議院小選挙区選出議員選挙以外の選挙と同日に行われる選挙を除く。）に関し、東区の開票区について、次のとおり分けて設けることができる特別の事情があると認められるので、公職選挙法施行令第10条の２第１項の規定に基づき福岡県選挙管理委員会に届け出る。

令和４年12月20日

福岡市選挙管理委員会
委員長　稲員　大三郎

１　東区の分割開票区の設置について

（設定前）

開票区名	予定開票所	区域	区域内の選挙人名簿登録者数（令和４年12月１日現在）
東区開票区	福岡市東区香住ケ丘一丁目12番２号 福岡市立東体育館	全ての投票区の区域	２５８，２１７人

（設定後）

開票区名	予定開票所	区域	区域内の選挙人名簿登録者数（令和４年12月１日現在）
東区第１開票区	福岡市東区香住ケ丘一丁目12番２号 福岡市立東体育館	馬出第一投票区、馬出第二投票区、箱崎第一投票区、箱崎第二投票区、箱崎第三投票区、筥松第一投票区、筥松第二投票区、筥松第三投票区、松島第一投票区、松島第二投票区、名島第一投票区、名島第二投票区、千早投票区、千早西投票区、香陵投票区、香椎浜投票区、城浜投票区、舞松原第一投票区、舞松原第二投票区、若宮第一投票区、若宮第二投票区、香椎第一投票	２３１，３５６人

		区、香椎第二投票区、香椎下原第一投票区、香椎下原第二投票区、香椎東第一投票区、香椎東第二投票区、香住ケ丘第一投票区、香住ケ丘第二投票区、和白第一投票区、和白第二投票区、三苫投票区、奈多第一投票区、奈多第二投票区、美和台第一投票区、美和台第二投票区、和白東第一投票区、和白東第二投票区、西戸崎第一投票区、西戸崎第二投票区、志賀第一投票区、志賀第二投票区、志賀第三投票区、照葉第一投票区、照葉第二投票区の区域	
東区第２開票区	福岡市東区香住ケ丘一丁目12番２号 福岡市立東体育館	多々良第一投票区、多々良第二投票区、八田投票区、青葉第一投票区、青葉第二投票区の区域	２６，８６１人

２　開票区を分けて設けることができる特別の事情

同日に行われる選挙において開票区の区域が異なることによる種々の不都合に鑑み、衆議院小選挙区選出議員選挙における開票区と同じ区域により、同選挙と同日に行われる衆議院比例代表選出議員選挙の開票区を設けるもの。

（理由）

公職選挙法施行令第10条の２第１項の規定による。

（関係法令）

〇公職選挙法

（開票区）

第十八条　開票区は、市町村の区域による。ただし、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙若しくは都道府県の議会の議員の選挙において市町村が二以上の選挙区に分かれているとき、又は第十五条第六項の規定による選挙区があるときは、当該選挙区の区域により市町村の区域を分けて数開票区を設けるものとする。

２　都道府県の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、特別の事情があると認めるときに限り、前項の規定にかかわらず、市町村の区域を分けて、又は数市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて、開票区を設けることができる。

３　前項の規定により開票区を設けたときは、都道府県の選挙管理委員会は、直ちに告示しなければならない。

〇公職選挙法施行令

（市町村の区域を分けて開票区を設ける場合等の手続）

第10条の２　市町村の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会が分割開票区（法第十八条第二項の規定により市町村の区域（指定都市においては、区の区域）を分けて設けられる開票区をいう。以下同じ。）を設けることができる特別の事情があると認めるときは、都道府県の選挙管理委員会にその旨を届け出なければならない。当該特別の事情がなくなり、又は当該特別の事情に重要な変更があつたと認める場合も、同様とする。

２　数市町村の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会が数市町村合同開票区（法第十八条第二項の規定により数市町村の区域の全部又は一部を合わせて設けられる開票区をいう。以下同じ。）を設けることができる特別の事情があると認めるときは、都道府県の選挙管理委員会にその旨を届け出なければならない。当該特別の事情がなくなり、又は当該特別の事情に重要な変更があつたと認める場合も、同様とする。

３　指定都市の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会が数区合同開票区（法第十八条第二項の規定により指定都市の数区の区域の全部又は一部を合わせて設けられる開票区をいう。以下同じ。）を設けることができる特別の事情があると認めるときは、都道府県の選挙管理委員会にその旨を届け出なければならない。当該特別の事情がなくなり、又は当該特別の事情に重要な変更があつたと認める場合も、同様とする。

４　都道府県の選挙管理委員会は、法第十八条第二項の規定により設けた開票区を廃止し、又は変更したときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

５　都道府県の選挙管理委員会は、法第十八条第二項の規定により開票区を設けたときは、直ちにその旨を関係市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、市の選挙管理委員会を経て関係区の選挙管理委員会）に通知しなければならない。同項の規定により設けた開票区を廃止し、又は変更した場合も、同様とする。

報告事項１

指定都市選挙管理委員会連合会委員長会議
報告事項及び提出議題の概要

１　報告事項

⑴ 公職選挙法等選挙関係法令の改正に関する要望の実施状況について

公職選挙法等選挙関係法令の改正に関する要望について、令和４年 10 月 19 日に実施した。

２　提出議題

⑴ 令和５年度役員候補市の推薦について

会　長　市 . . . . 大阪市

副会長市 . . . . 広島市、横浜市

監　事　市 . . . . 川崎市

【参考 指定都市選挙管理委員会連合会規約実施上の申し合わせ事項（抜粋）】

１　会長、副会長及び監事の選任について

(1) 委員長会議において、会長、副会長及び監事各1の候補市を推薦する。

(2) 会長及び副会長の候補市の推薦の順序は、指定都市の指定に関する政令に基づく指定都市の順序とする。この場合において、会長は浜松市、副会長は北九州市（注・令和元年度）をそれぞれに第1順位とする。

(3) 監事の候補市は、事務局である横浜市近隣の指定都市4都市とし、原則として次の順序とする。

川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市

ただし、上記4都市が会長又は副会長の候補市となった場合は、次の順序の都市を監事候補市とする。

(4) (2)により推薦された会長又は副会長の候補市のいずれにも横浜市が含まれていないときは、副会長は2人とし、横浜市を候補市として加えて推薦する。

(5) 上記により推薦を受けた市は、直ちに会長、副会長及び監事の候補者を選考し、到来する役員選挙の通常会議に推薦する。

(6) 以下（略）

報告事項２

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の交付状況について

令和８年６月30日を有効期限とする政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示として用いる証票を前回報告以後下記のとおり交付した。

記

交付数

１　市議会議員選挙

（1）候補者等用　３人（全交付数　74人）

（2）後援団体用　３団体（全交付数　78団体）

２　市長選挙

（1）候補者等用　０人（全交付数　０人）

（2）後援団体用　０団体（全交付数　０団体）